

## 工事用建設機械における 「不適正燃料の使用」について（第1報）

東北地方整備局が発注した下記工事において、一次下請業者「山幸建設（株）」が建設機械に「軽油と偽って灯油」を約39キロリットル（確認中）使用した事実が判明しました。この行為は、工事請負契約（共通仕様書）に違反する内容です。

このため、仙台河川国道事務所においては、工事監督のなお一層の強化を図るとともに、請負業者である鹿島・豊国工業建設共同企業体に対して適正な施工管理（不正行為防止等）を徹底するよう指導してまいります。

なお、詳細については現在調査中であり、判明しだいお知らせします。

### 【 記 】

#### 【不適正燃料を使用した一次下請業者】

「山幸建設株式会社」（本社：宮城県宮城郡利府町）

#### 【工事概要】

- ・工 事 名：名取川藤塚地区貞山運河水門新設工事
- ・施 工 箇 所：宮城県仙台市若林区藤塚地内
- ・工 期：平成20年11月22日～平成23年3月18日
- ・元 請 負 者：鹿島・豊国工業異工種建設工事共同企業体
- ・現請負金額：1,617,000,000円（税込）

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

### 【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所  
TEL 022-248-4131（代表）

河川副所長	ほんだ 本多	よしみ 吉美
工務第一課長	たかなし 高梨	ひろし 浩志